

職務発明の法人帰属化に向けた声明

2014年2月18日
一般社団法人 日本経済団体連合会

政府では、昨年6月の閣議決定「知的財産政策に関する基本方針」において、
産業競争力の観点から職務発明¹制度を抜本的に見直す旨を表明しており、経団
連がこれまで求めてきた²法人帰属への改正が、有力な選択肢とされている。

本論点は、昨年8月～10月の知財戦略本部のWG³、昨年7月～本年1月の
特許庁の研究委員会⁴において議論がなされ、本年早期には産業構造審議会⁵に
おいて議論が開始される。こうした状況を踏まえ、われわれは以下を表明する。

記

グローバル競争が激化するなか、イノベーションの創出に向けた取り組みは
企業にとって生命線である。

イノベーションの源泉のひとつは、従業員によって行われる発明にある。そ
れゆえ企業は、優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、従業員に対して發
明のインセンティブを講じる努力を行っている。こうした活動は企業の経営戦
略において非常に重要である。

今後、法改正により法人帰属となっても、従業員の発明に対するモチベーシ
ョンの維持・向上のため、企業は、今後とも発明者の貢献に対する評価と待遇
を、各社の規則に基づき適切に講じていく。

以上

¹ 職務発明とは、従業員が職務上行った発明のことであり、職務発明による特許を受ける権利
は、最終的には企業に帰属させなければ、企業の製品やサービスに展開できないため、発明者が
権利を保有し続ける制度を探る国はない。特許を受ける権利の最初の帰属先を従業員とする
か法人とするかは政策判断による。わが国は特許法35条において従業員帰属と規定している。

² 「『知的財産政策ビジョン』策定に向けた提言」(2013年2月19日)、「職務発明の法人帰属
をあらためて求める」(2013年5月14日)など。

³ 「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」

⁴ 「職務発明制度に関する調査研究委員会」

⁵ 「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」